

令和5年度 関西宮崎ゆかりのお店デジタルスタンプラリー実施業務委託仕様書

1 委託の目的

関西圏における宮崎県の食や観光の発信拠点である「宮崎ゆかりのお店」の周遊を促すデジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）を実施することで、関西圏における本県の認知度を向上させるとともに、県産品の販路や関係人口の拡大等へ繋げることを目的とする。

※関西宮崎ゆかりのお店

関西で営業する飲食店等で、宮崎のPRに協力することに加え、次のいずれかを満たすもの

- ・宮崎県産の食材等を使用する料理や宮崎ゆかりの料理が提供されている。
- ・宮崎県産品を加工・販売している。
- ・宮崎にゆかりのある方が経営している、宮崎発の屋号が使われている。

2 委託業務名

令和5年度 関西宮崎ゆかりのお店デジタルスタンプラリー実施業務

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

4 委託業務の内容

以下の項目の内容を踏まえ、スマートフォン等（以下「モバイル端末」という。）を活用したスタンプラリーを企画、実施すること。

（1）実施時期

令和5年10月～令和6年3月の適当な時期に実施することとし実施期間は3ヶ月とする。

具体的な実施時期は、県と協議のうえ決定すること。なお、着手から完了までのスケジュール案及び業務体制表を作成すること。

（2）参加店舗

スタンプラリー参加店舗は約50店舗を想定している。

店舗の募集・選定は県において行う。

（3）スタンプラリーに使用するシステム

システムには次に掲げる機能を備えること。なお、スタンプラリーで使用するモバイル端末は、参加者個人が所有するものとする。

- ① 可能な限り多くのモバイル端末機種に対応可能なシステムとすること。
- ③ 参加者が自らの意思で簡易にユーザー登録等を行うことにより、スタンプラリーに参加できるシステムとすること。
- ④ スタンプの獲得数に応じて、記念品の抽選に応募できるようにすること。
- ⑤ ユーザー登録に必要な入力項目は、県と協議のうえ決定すること。
- ⑥ スタンプ獲得の対象となる応援店やスタンプ獲得数について、モバイル端末のスタンプラリー画面から参加者が確認できるようにすること。
- ⑦ 参加者がスタンプラリー参加中に、モバイル端末を別の端末に変更した場合でも、可能な限

り獲得したスタンプ等の情報が引き継げるようなシステムにすること。

(4) スタンプラリー実施に係る広報

以下の項目の内容を踏まえ、県と協議のうえ、スタンプラリーの広報を実施すること。

① SNS等を活用した広報の実施

SNS広告の活用やマスメディアへのパブリシティ活動による情報発信など、スタンプラリーを効果的に広報できる手段について提案すること。

② 広報PRツールの作成・配布

スタンプラリーを広報するため、ポップ、リーフレット等の広報ツールを作成すること。なお、広報PRツールの種類、素材、内容、作成都数、配布先、配布方法について提案すること。

(5) 記念品の贈呈

スタンプラリー実施期間終了後、応募者に対して記念品を贈呈する。なお、広く参加を促すような応募条件を設けるものとし、応募に必要なスタンプ獲得数については提案をもとに県と協議のうえ決定すること。

① 応募はモバイル端末のスタンプラリー画面上で行えるものとする。

② 記念品は、宮崎県大阪事務所と協議のうえ決定すること。

③ 記念品の当選者数や応募区分は、県と協議のうえ決定すること。

④ 個人情報、記念品の抽選に応募する時点で収集し、記念品当選時の連絡と発送のみに利用すること。また、その旨を応募時に応募者が確認できるようにすること。

⑤ 記念品に係る費用（購入費、梱包費、抽選・発送費等）は委託費に含めることとし、全体で50万円程度を想定すること。

(6) 参加者への情報発信

スタンプラリー実施期間及び終了後、使用するシステム等を利用して参加者に対し本県の物産・観光情報等を発信できる手法を提案すること。

(7) スタンプラリーの運営

スタンプラリー実施期間中における参加者等からのスタンプラリーに関する問い合わせについて、円滑に対応できる体制を整えること。

(8) その他

業務の実施に当たっては、適宜、県と協議を行うこと。

5 実施状況の報告

(1) 実施状況報告

スタンプラリー実施期間中、毎月1回程度、実施状況を報告すること。業務の実施状況報告については、次の(2)の①から③の事項を含む資料を作成したうえで報告すること。

(2) 事業実施報告

業務完了後に事業実施報告書を提出すること。

- ・仕様：A4縦、横書き、左綴じ
- ・提出部数：2部
- ・作成した素材等を収めたDVD-ROM1枚

なお、実績報告書には次に掲げる事項を含めること。

- ① スタンプ参加者総数（年代・性別・居住地等）のデータ
 - ② 店舗ごとに獲得されたスタンプ数
 - ③ 参加者の属性に応じた、獲得スタンプ数のデータなど
 - ④ 記念品応募者と当選者の連絡先や発送先等個人情報一覧。
 - ⑤ 構築された機能全体を説明する資料（フローチャート、モバイル端末に表示される画面、収集されたデータの保管方法等）。
 - ⑥ 印刷物等の電子データ一式。
- (3) 全ての成果品（データを含む）の著作権等は県に帰属するものとし、施策の推進に必要なものに使用できることとし、著作者は、著作者人格権を行使しないこと。
- 但し、パブリシティ等前記によりがたいものや著名人、キャラクター等に係る著作権等については、県と別途協議のうえ決定すること。

6 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 事業内容の詳細については、企画競争により請負業者が特定した後、県との協議により変更することがある。
- (3) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること